

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井

ゴルフ関連団体等がゴルフ場利用税の廃止を求め陳情

日本ゴルフ協会や日本ゴルフ場経営協会などゴルフ関連17団体で組織するゴルフ場利用税廃止運動推進本部と自由民主党ゴルフ振興議員連盟は、遠藤東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、麻生財務大臣、関係4省庁等にゴルフ場利用税の廃止を求める陳情を行いました。

ゴルフ場は、パチンコ場やボウリング場などとともに娯楽施設利用税の対象とされていたが、消費税創設の際にゴルフ場を除いて課税対象から除外され、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」として改組されました。

陳情では、まず、①ゴルフは、既に子供から高齢者、障害者まで1千万人が親しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできないこと、②ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入等による地域経済への貢献に資する地域との共存共栄を果たしていることなどのゴルフの現状を説明。そして、「あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となっている。平成29年4月には消費税が増税され、このままではゴルフプレイヤーの負担が更に大きくなる」とした上で、「2016年のリオデジャネイロオリンピックからゴルフは正式競技に復帰することが決定してお

り、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行っていることは恥ずべきことである」などとして、平成28年度税制改正での廃止を求めています。

経産省、法人実効税率の更なる引下げ要望

経済産業省の平成28年度税制改正要望がこのほど明らかになりました。法人税改革では、実効税率引き下げ幅を上積みし、20%台への引下げの早期実現を要望。財源確保よりも減税を先行させることで「経済の好循環」を後押ししたい考えです。

法人税の実効税率については、昨年末の税制改正議論において、平成27年度と同28年度の2段階で計3.29%引き下げ、31.33%とすることがすでに決まっています。

また、今年6月に政府が閣議決定した成長戦略では、法人実効税率の20%台への引下げについて、「今後数年かけて実行する」としていますが、経産省では『数年』といっても出来るだけ短い期間で実現したい」としており、引下げ幅、引下げスピードともに一歩踏み込んだ要望内容となっています。

あくまで強気の経産省ですが、財政再建を重視し、減税のための財源確保に苦慮する財務省が反発するのは必至。昨年同様、法人減税の代替財源をめぐり、今秋から年末にかけて両省の激しいせめぎ合いが展開しそうです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月30日 |